

平成 19 年（2007 年）11 月 13 日

報道各社 様

担当：札幌市消費者センター調査指導係

TEL728-2111

「サビ止めを設置しないと、サビで水道管が爆発する」などと言われ、性能に疑問のある「磁気活水器」を高額で売りつけられた、との相談が寄せられています

電話や飛び込み営業で、「今お使いの浄水器のメンテナンスです」などと言い、他社製浄水器を自社製であるかのように偽って点検し、「浄水器にサビが付着している。サビ止め効果のある磁気活水器を設置しないと、サビで水道管が爆発する。」と不安を煽ったり、「この磁気活水器は、磁力で水道水を特殊な活水に変える。活水で植物も生き活き、ペットも元気、野菜や果物の風味が高まり鮮度長持ち。」など、信憑性が疑わしい効能を告げて勧誘し、約 40 万円もする高額な磁気活水器、浄水器を売りつける訪販会社があります。十分注意してください。

札幌市消費者センター消費生活相談室TEL728-2121。受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。ただし、面接相談は午後 4 時 30 分まで。

1 浄水器に関する相談状況

相談件数（2005～2007 年度 10 月）

2005 年度	2006 年度	2007 年度
285 件	276 件	145 件

2 相談事例

(1) 2006 年 8 月。契約当事者 71 歳女性。購入金額計約 88 万円。

昨年、訪販業者から約 52 万円の浄水器を購入。その後、再訪した販売員から「このままでは水道管のサビがひどくなる。水道管の取替は 100 万円で済まない。」と

サビ止め効果のある磁気活水器（約 35 万円）を勧められ契約。後日、磁気活水器は不要と気付いた。

(2) 2007 年 4 月。契約当事者 78 歳女性。購入金額約 31 万円。

1 年前、訪販で A 社から浄水器を購入。昨年、「アフターサービスです」と知らない業者 B が来訪。「点検不要」と断ったが、執拗にアフターサービスを勧められ点検を承諾。業者 B は「今使用中の浄水器より良い物」と言い、浄水器を取り替えた。アフターサービスなので無料と思っていたら、約 31 万円の浄水器の信販契約書に署名するよう言われた。何度も断ったが、しつこく勧誘され断れず契約。後日、元々使っていた浄水器の会社 A に連絡した処、業者 B は A 社と無関係と判明。

(3) 2007 年 9 月。契約当事者 66 歳女性。購入金額約 45 万円。

5 か月前、訪販業者に勧められ浄水器を購入。10 日後、「浄水器の掃除」と販売員が再訪。販売員は浄水器を分解し、「浄水器にサビが付着している。サビ止め効果のある磁気活水器を設置しないと、水道管が爆発する。」と言われた。勧められるまま当該機器を購入し、台所の水道管に設置。後日不審に思い水道局に問い合わせたところ、「サビで水道管が爆発することはない。」と言われ、騙されたと気付いた。